

答申保第76号
令和6年6月12日
(諮問保第99号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報に不訂正とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人の任意代理人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第91条第1項の規定に基づき、令和5年6月19日付けで「令和5年3月15日付け商政第350号保有個人情報全部開示決定通知書において開示した保有個人情報」の保有個人情報訂正請求を行った。

これに対し実施機関は、令和5年7月14日付け商政第155号で、保有個人情報不訂正決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和5年10月10日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分の全部を取り消すとの裁決を求めるものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 県（商工政策課）の決定には、著しい「事実誤認」及び「法の趣旨に反するもの」があり、違法な処分である。

イ 決裁文書の「別案3」の前置文部分について

(ア) 苦情等申立書には、「苦情」と明示されているが、県は、これを「意見」として以後の業務処理をしており、これは一般常識からみて明らかに誤り（事実誤認）である。

(イ) 県が、苦情等申立書を「苦情」ではなく、「意見」とあるとの従来の主張を繰り返すのであれば、単なる結論のみでなく、「相談」、「意見」、「要望」、「苦情」の各語句の定義を述べるとともに、「意見」とした判断基準及び判断の最終責任者を示す等の「説明責任」が県にあるものとする。正義感、責任感を持った公平かつ適正な業務の遂行を請求するものである。

ウ 「苦情申立書」への回答部分について

(ア) 事務局の不交付決定処分通知書には、「要件に該当しない」のみの記載で、数あ

る要件の中のどの要件に該当しないのか記載がないため、通知書としては不備がある。

苦情等申立書に対する回答が、この事務局の処分の「補完事項」とした場合には、妥当性があるが、いざ「苦情等申立書」への回答となると、「苦情等申立書」を熟読しておれば、的外れであることは誰がみても明白である。

「回答にならない回答」ということで、回答書としての実体を有しておらず、これについて訂正（＝削除）を求めるものである。

(イ) 「県の回答内容」は、「申請要領」を最初から欠陥はないものとして捉えており、また処分の「行為内容」について記載したものであり、審査請求人の主張する「申請要領の欠陥」に対する回答ではなく、審査請求人が問題としている事項そのものを回答として記載したものであり、実質的な回答にはなっていない。

エ 保有個人情報不訂正決定通知書の「訂正しない理由」欄には、ただ「事実に関する誤りは認められなかった」との記載があるのみで、審査請求人の主張に対する県の判断及び理由附記等の記載がない。

オ 支給規定と申請要領の関係では、欠陥の状態にある申請要領は、支給規程の趣旨に照らして妥当かという問題にも触れていない。

支給規定と申請要領の位置づけは、支給規定が上位にあることは明らかであり、申請要領の内容は、支給規定の範囲内でのみ有効であり、これを超えた場合、上位に立つ支給規定そのものを否定することともなり、無効と解するのが相当である。

本件の申請要領では、重要な「対象者」について、規定に定めた範囲（対象者）を意図的に変更（排除）しており、本規定が救済策であることも踏まえると、これは容認できるものではないことは明らかである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 提出された書類ほか、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律や鹿児島県事業継続緊急支援金申請要領をはじめとする関係法令等を調査した結果、対象公文書の内容に、誤りが認められなかったため、不訂正決定の処理を行った。

(2) 県において、寄せられた苦情は意見の一つとして対応することは一般的であるため、苦情に対する回答においても「意見」と記載したところである。

したがって、「苦情」は「苦情」として対応、回答したところであり、「苦情を意見に歪曲した」ということはない。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和5年11月9日	諮問を受けた。
12月26日	実施機関から弁明書の写しを受理した。

令和6年2月16日	実施機関から反論書の写しを受理した。
3月27日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
5月22日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件訂正請求は、実施機関が令和5年3月15日付けで保有個人情報全部開示決定処分を行った審査請求人に係る保有個人情報についてなされたものである。

訂正を求める部分は、「苦情等申立書」への回答に関する決裁文書本文の「また」書き以降の部分並びに回答全部に関する情報である。

審査請求人は、苦情等申立書でもありながら、これを「意見」として歪曲するなど、明らかな事実誤認がある。「回答にならない回答」ということで、回答書としての実体を有していない等と主張している。

これに対して実施機関は、請求のあった決裁文書本文及び別案3において、「提出された書類その他について調査した結果、事実に関する誤りは認められなかった」ことから不訂正決定を行っている。

審査請求人は、不訂正決定とした処分の全部の取り消しを求めていることから、本件訂正請求について、訂正請求対象保有個人情報に該当するか、及び該当する場合の訂正の要否について、検討する。

イ 訂正請求の対象情報（法第90条）について

保有個人情報の訂正請求については、法第90条第1項において、同項第1号又は第2号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定されており、これらの規定では、法又は他の法令等の規定により開示を受けた保有個人情報であることを訂正請求権行使の要件としている。

ウ 本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性について

本件訂正請求に係る保有個人情報は、審査請求人が別途、開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報であることから、法第90条第1項第1号に該当すると認められる。

個人情報には、「事実」に関するものと「評価・判断等」に関するものがあり、事実に関する情報は、客観的な正誤の判定が容易であり、訂正請求の対象になるが、個人に関する評価、判断、意見等のように客観的な正誤の判定になじまない情報は、訂正請求の対象とならないと解される。

本件訂正請求に係る保有個人情報は、苦情申立書に対する回答に記載された審査請求人の業務の状況等という「事実」に関するものであり、訂正請求の対象となる保有個人情報に該当すると認められる。

エ 本件訂正請求の訂正の要否について

(㌆) 保有個人情報の訂正義務（法第92条）について

法第92条は、「行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請

求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない」と規定している。

(イ) 本件訂正請求の訂正の要否について

a 保有個人情報の訂正義務（法第92条）について

審査請求人は、「苦情等申立書」でもありながら、これを「意見」として歪曲するなど、明らかな事実誤認がある。」と主張している。

しかし、実施機関は、「県において、寄せられた苦情は意見の一つとして対応することは一般的であるため、苦情に対する回答においても「意見」と記載したところであり、したがって、「苦情」は「苦情」として対応、回答した」と主張している。

苦情申立書を「意見」として、以後の業務処理を行った実施機関の行為に不合理な点は、認められない。

b 「苦情申立書」への回答部分について

審査請求人は、「その回答内容たるや、問題を履き違え、「回答書」としての実体を有していない。」と主張している。

実施機関は、訂正請求を受け、改めて自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律や鹿児島県事業継続緊急支援金申請要領をはじめとする関係法令等を調査し、確認したが誤りが認められなかったと説明している。

当審査会において、本件対象保有個人情報を見分するとともに、審査請求人が本件訂正請求に当たり実施機関に提出した反論書等の資料を確認したところ、当該記載が事実ではないという根拠が具体的に示されていないことから訂正請求対象部分が事実と異なると判断できる具体的な根拠を認めることはできない。

したがって、訂正請求に理由があるとは認められず、法第92条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するものとは認められない。

よって、訂正請求について、実施機関が不訂正としたことは、妥当である。

オ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。